

【 検査 】

735 感染性胃腸炎に対する排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (その他のもの) (便検体) の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

感染性胃腸炎に対するD017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「3」その他のもの(便検体)の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

感染性胃腸炎は細菌又はウイルスなどの感染性病原体による嘔吐、下痢を主症状とする感染症である。カンピロバクター、赤痢アメーバ、ジアルジアなどは顕微鏡検査によりこれらの病原体を特定することが可能だが、単なる感染性胃腸炎の傷病名だけでは感染症の病原体の推定が困難であり、顕微鏡検査の有用性は低いと考えられる。

以上のことから、感染性胃腸炎に対するD017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査「3」その他のもの(便検体)の算定は、原則として認められないと判断した。